

住宅時事往來

外国人の居住問題を考える

NO.9

1996/ November

編集・発行:まち居住研究会(ジオ・プランニング内)
東京都千代田区富士見2-2-12, ニュータロービル3F 〒102
tel.03-3238-0574 fax.03-3238-7878

editing & publication: The Community Living Research Group
c/o GEO Planning, Inc.:3F, 2-2-12 Fujimi
Chiyoda-ku, Tokyo 〒102

欧州の 移民コミュニティ 見聞録

今回の『住宅時事往來 9号』では、ヨーロッパにおける移民の問題をとりあげてみようと思います。そこで昨年7月に私たちが訪問したパリとベルリンを中心に、現在多くの移民や難民を抱えながら、統合の道を歩もうとしているヨーロッパの事情を紹介しようと試みました。

外国人住民も含む共生社会という意味では、他にもアメリカ・カナダ・オーストラリアのような移民から成り立つ国(もともとの先住民はいたが…)や、マレーシアやシンガポールのように多民族国家を形成しているアジアの国々もあります。その中で西ヨーロッパ各国は、もともとは新大陸への移民送り出し国であり、本格的な移民・外国人労働者の受け入れ国となったのは1960年代のことです。しかし1970年代初頭には各国とも受け入れを停止し、それ以降は定住化した移民の統合が大きな課題となっています。いずれの国でも受け入れから数10年が経過し、移民二世・三世の時代に入って来ました。

私たちが訪問したフランスとドイツは、マグレブ諸国やトルコなど非ヨーロッパ出身の移民の占める割合が高い国です。とりあえずヨーロッパの移民コミュニティを見てみようと思っただけの旅なので、特に準備や事前勉強というものもなく、とても報告といえるようなレベルではありませんが、訪問記としてお読みいただければと思います。また私たちの力不足、取材不足を補ってもらおうと、今回は特別にパリに留学し移民の住宅政策等に関して研究をしている稲葉奈々子さんに、フランスの外国人住宅事情について報告していただきました。

ヨーロッパの移民事情

◎移民・外国人労働者受け入れの時代

ヨーロッパの移民や外国人の受け入れの歴史は、19世紀からはじまるが、しかし過去数世紀にわたって、ヨーロッパはむしろ移民の送り出し国であり、アメリカ大陸をはじめ世界各地に約6000万人が移民として渡って行ったといわれている。各国からの移民の送り出しは、フランスを除いて今世紀の半ばまで続いた。(フランスでは、すでに19世紀後半から出生率の低下がおり、特に第一次世界大戦以降人口減少が著しく、大量の移民を受け入れていた。)

西ヨーロッパで、移民・外国人労働者の受け入れが本格化するのには、第二次世界大戦以降の1960年代に入ってからのことである。経済の好況にわく西ドイツ・フランス・スイス・ベルギー・オランダ・オーストリア・スウェーデンなど北西ヨーロッパ各国は、イタリア・スペイン・ポルトガル・ユーゴスラビア・ギリシャ・トルコ・モロッコ・チュニジア・フィンランドなどと募集協定を次々と締結し、ゲスト労働者として滞在期間を限定するローテーション方式で、不足する労働力を補うため、多くの移民・外国人労働者を受け入れていった。一方イギリスは、他の西ヨーロッパ諸国が好調な経済成長を続けるのに対して、経済が勢いを失い、逆にイギリスからオーストラリア、ニュージーランド、アメリカへの移住者が続いたため、自国から流出する労働力を補填するために労働力の輸入が必要とされたといわれている。

いずれにしてもこのような受け入れ政策の結果、主に西ドイツにはトルコから、フランスにはモロッコやアルジェリアなどマグレブ諸国から、イギリスには旧イギリス領のジャマイカやカリブ海諸国、あるいはインド・パキスタンから多くの移民・外国人労働者が流入した。

●受け入れ停止と家族合流

しかし急速な外国人労働者の受け入れ期間は約10年間にすぎず、1970年から1974年にかけて受け入れは次々と停止されていった。まず1970年にスイスが、72年にはスウェーデンが、73年には西ドイツが、そして74年にはフランスとベネルクス諸国が停止する。

外国人労働者の受け入れ停止は、第1次石油危機の影響もあるが、事情はさらに複雑だといわれている。短期間に外国人労働者を受け入れたため、劣悪な環境の住宅や居住地域が生まれ、低賃金で過酷な労働条件でも働く労働者の出現が、ヨーロッパの労働運動が築いてきた労働者の権利や保障を脅かす結果になったり、いわゆる3Kと呼ばれる職種が外国人労働者の固定的な職場となり、労働市場の二重構造が生まれるなど、社会的・経済的・政治的問題が発生してきたといわれている。また、外国人労働者自身が次第に自分たちの権利に目覚め、ストライキなど労働争議が発生しはじめ、受け入れ政策の再考が求められるようになっていった。さらにローテーション方式という方法自体も雇用者・労働者の双方にとって望ましい方法ではなかった。雇用者にとっては、毎年新規の労働者に仕事を教えるよりは、少しでも熟練した労働者に継続的に働いてもらう方が経済的だし、労働者側も安定して収入が得られることを望んでいた。

これ以降新規の外国人労働者の受け入れは停止されたが、一方彼らの家族の合流は認められ、妻子が呼び寄せられ、また新たに二世が誕生していった。その結果、外国人労働者の数は減少したが、外国人全体の数は、むしろ増加していくことになったのである。

●1970年代以降のヨーロッパと移民

1970年以降の各国の外国人労働者に対する政策として共通していえることは、新規受け入れ停止と同時に、自国内に定住している移民・外国人に対する社会的統合と不法入国者の規制・取り締まりの強化であった。しかし統合政策と不法入国者に対する規制は、いずれも順調に進んだとはいえない。

現在のヨーロッパにおける移民・外国人問題の要因を、安易に民族・宗教・文化の相違に求めるのは問題がある。むしろ石油危機と経済停滞による失業率の増加といった社会経済的不安に対して、スケープゴートの移民・外国人が問題視されるといった社会状況や、それらの情勢を利用して勢力を伸ばそうとする極右政党や保守派の存在、教育・雇用の機会など社会的統合が達成されていない故に発生する失業・非行といった社会問題、また特に80年代以降増加しているアジ

アやアフリカからの不法入国者の流れ、加えて東欧・ソ連の解体による難民の増加や民族紛争の多発など、様々な理由があるといわれている。

もちろん家族合流・定着化にともなって移民自身の非ヨーロッパ的文化や宗教（イスラム）が根をおろしていくことに対する西欧社会の危機感もあるが、移民も既に二世の時代へと入ってきており、西欧的な価値観を持つ二世世代とイスラム的価値観を持つ一世世代との家庭内での摩擦が生まれるなど、西欧対イスラムの構図で単純に論じることはできない。

しかしいずれにしても、国内で定住化した移民や外国人が存在することは現実であり、各国ともこれらの人々を統合するための政策がようやく求められ、またそのための努力が続けられている。

●各国の移民に対する政策

1970年代以降の西ヨーロッパにおける移民に対する政策は、国によって相当異なる。

移民に対して最も開かれた政策を展開したのはスウェーデンやオランダである。スウェーデンでは、移民に対してあらゆる平等を保障するため、スウェーデン語の入門講座やスウェーデン社会の情報提供を、子どもたちにはスウェーデン語を教えるのと同時に母国語教育への支援を行っているという。オランダは、70年代までは外国人労働者は一時的な滞在者であるとして政府は適切な対応を怠ってきたが、1981年の「マイノリティ対策覚書草案」をもって、移民の定住を前提に雇用・教育・住宅の各分野での社会的統合政策を講じ、マイノリティのアイデンティティの保持を大切にしながら多文化社会の実現をめざすという政策を打ち出した。スウェーデン・オランダともに、一定の居住期間を条件に外国人に対しては地方選挙への参政権を与えており、帰化も比較的容易に認められる。

表1 欧州共同体諸国の外国人人口

	総人口	外国人人口 (%)	非EC国出身の外国人人口の割合 (%)
ベルギー	9,947,782	880,812 (8.85)	3.39
デンマーク	5,135,409	150,644 (2.93)	2.32
ドイツ	62,514,155	4,845,882 (7.75)	5.65
ギリシャ	10,019,000	173,486 (1.73)	1.21
スペイン	38,924,464	407,647 (1.04)	0.42
フランス	56,634,299	3,607,590 (6.37)	4.05
アイルランド	3,505,900	80,600 (2.30)	0.5
イタリア	57,576,429	781,138 (1.35)	*1.00
ルクセンブルク	379,300	117,305 (30.90)	3.5
オランダ	14,892,574	641,918 (4.31)	3.21
ポルトガル	9,878,201	107,797 (1.09)	0.84
イギリス	56,997,700	1,894,000 (3.32)	1.78

*密入国者を含めれば2.5%に達する

出典：GISTI (PLEIN DROIT) no20 fév. 1993,p5

伝統的な移民の受け入れ国だったフランスは、移民に対する選挙権は与えていないものの、国籍取得が出生地主義になっており、かつ二重国籍を認めている。従って特に二世においてはフランス人になることは容易であり、選挙権を得たければフランス人になればよいという姿勢で臨んでいる。既にフランス国籍を取得した移民も相当数存在する。またフランスの移民政策はオランダとは異なり、移民をマイノリティとして認知し特別の優遇策を講じることはむしろ差別的であるとして、国籍・民族の別なく平等な対応をはかりながら移民のフランス社会への統合をはかるというのが基本的な考え方である。

ドイツ、オーストラリア、ベルギー、スイスといった国々は、外国人が帰化すること自体が困難な国である。外国人の選挙権はもちろんない。

ドイツは「わが国は移民国ではない」と主張している。ドイツ国内に定住しドイツ語を話すトルコ人や、ドイツに生まれドイツの教育を受けて育ったトルコ人二世などが依然として外国人として扱われている。一方、既に言語的にも文化的にも容容してしまっている人々が、ソ連・東欧の体制解体後ドイツ民族という血統故にドイツ人として迎えられた。これはドイツの連邦共和国基本法（憲法）に、東欧諸国に住むドイツ系の人々はドイツ国民として受け入れられるという規定があるからで、ドイツが血統主義の強い国と言われるゆえんである。なお1990年には、ドイツでも外国人法の改正があり、外国人の帰化の条件は以前よりは緩やかになった。

最後に移民受け入れの対応が遅れた国としてあげられるのはイタリアである。イタリアは、長年貧しい南欧を代表する移民送り出し国として、スイス・フランス・ベルギーなど北西ヨーロッパ各国に移民を送り出していたが、1970年代にはいると北部工業地帯を中心に経済が復興し、イタリアの移民労働者の数は減少していった。一方、地中海を挟んでチェルニシアやエルトリアからは、新たにイタリアをめざす出稼ぎ労働者の流れが生まれていた。しかし1989年までイタリアは、自国を移民送出国とみなしており、受け入れ国としての認識もなく、外国人在留者数の正確な把握すら行われていなかったといわれている。

●ヨーロッパ統合と移民

欧州共同体ECから欧州連合EUへの移行の中で、移民・外国人にかかわる問題が新たに浮上ってきている。1993年11月に発効した「マーストリヒト条約（欧州連合条約）」によって、EU域内での物、資本、サービス、人の自由な移動が実現され、共通の労働市場が生まれ、労働に関して国籍という障害が取り除かれた。EU加盟国の国籍を持つすべての人は、EU市民として「EU市民権」を有することになり、EU加盟国間を自由に移動し居住する権利と自国以外の加盟国での居住を条件に選挙権を認められることになった。

人の移動の自由は、現在は1985年に調印された「シェンゲン協定」によって実施に移されている。この協定は、政府間協定でEC法に基づくものではないが、域内国境における検問・検査を廃止してEC加盟国出身の人と物の自由移動を図ろうとするもので、同時に域外からの不法入国に対する外国国境管理の厳正化などが取り決められている。締約国は9カ国である。

選挙権は「欧州議会選挙権」と「地方選挙権」の2つで、「欧州議会選挙権」では国籍国または居住国のいずれかで選挙人リストへの登録を申請できる。一方「地方選挙権」の場合は、国によって外国人の地方選挙権の有無が異なるなど、今後に残された調整課題は多い。いずれにしてもこれらの権利を有する人はEU市民であり、非EU諸国出身のEU市民は含まれない。

外国人労働者を受け入れてきた国は、過去にトルコ・マダガスカル諸国などと二国間協定を結び、諸権利を保障するための取り決めをしてきた。しかしEU発足後も、労働許可は各国の権限に任されており、移住先での労働許可はその国内法によるなど、移民・外国人の中でも非EU出身市民の場合は、EU域内での自由が拡大したわけではない。むしろEU市民と非EU市民との格差をもたらしたとの見方もある。一方EU市民権がEU諸国外の移民や外国人への市民権付与に道を開くといった見方もあるらしい。EU各国の移民政策は国によって異なる。ヨーロッパ統合の歩みの中で、移民との共生社会に関する将来像はまだ共有されていないようである。（文責：稲葉佳子）

（参考文献）

「外国人労働者と社会保障」社会保障研究会編 東京大学出版会
 「ひとつのヨーロッパ いくつものヨーロッパ」宮島喬著 東京大学出版会
 「外国人労働者と日本社会」宮島喬著 明石書店
 「新しい移民大陸ヨーロッパ」D.トレンハルト編著 明石書店
 「ヨーロッパ統合と文化・民族問題」西川長夫・宮島喬編 人文書院

フランスの外国人住宅事情—歴史的変遷と現在—

東京大学大学院フランス地域研究専攻
稲葉 奈々子

移民の変遷と居住状況の変化

—国籍と居住パターン—

現在のフランスの人口は約5700万人。その4人に1人、つまり約1400万人は、みづからが移民であるか、または父母あるいは祖父母の代が移民であるという。出生地主義をとるフランスでは、第2世代以降はフランス国籍を取得するのが容易である。それでも19世紀半ばには総人口の約1%であった外国人数は、今日では6%を超えている。これらの移民は、文字どおりの意味でフランスをつくる重要な役割を担ってきた。彼らの多くはフランスで労働者として、その時代時代の重要な産業と関わってきたからである。

19世紀にパリの地下鉄建設を担ったのはベルギーからの移民であり、20世紀に入り炭坑労働を担ったのは、ポーランドやイタリアからの移民であった。1950年代後半から70年代前半にかけての高度成長期の労働力を提供したのは、アルジェリア系移民とポルトガル系移民である。

もちろん、すべての移民がフランスで労働することだけが目的で移民してきたわけではない。イタリアやスペインからの移民は、ファシスト政権を逃れてきた政治難民的性格が強く、70年代にピークをむかえるポルトガルからの移民の多くは、当時のポルトガルの植民地であったアンゴラでの戦争への徴兵を逃れてきた。

このように移民の理由はさまざまであるが、いずれの場合も移民は労働力としてフランスにおいて重要

な役割を担ってきた。そして定住化の進行にともない、生活者として着実に地域社会の一員となっていく。移民の居住パターンには、多かれ少なかれ出身国ごとに特色が見られる。それだけではなく、移民の居住状況のなかに、フランスの産業化や都市化の歴史が刻印されているのを見ることができる。つまり、出身国や、移民の時期、その時期のフランスの労働力需要などさまざまな要因が、移民の居住地や居住パターンに如実に反映されているのである。移民は、フランスでどのような居住環境を生き、どのようにフランス社会のなかに居場所を見いだしてきたのだろうか。

さて、移民を考えるさいにフローとストック、つまり毎年の流入者数と居住者の総数の両方の側面から見る必要がある。近年の傾向を概観しておこう(図1・図2)。ストックの面では、南欧のポルトガル、イタリア、スペインはいずれも外国人人口の上位6位に入るが、出身国自体の経済発展や、EU統合による人の移動の自由化により、フロー、つまり近年の流入はほとんどなく、総数はむしろ減少傾向にある。それに対してアルジェリア、モロッコ、チュニジアのマグレブ諸国はストック、フロー両方において依然として重要である。また、ストックはそれほど多くはないが、近年のフローでつねに上位にあるのがブラック・アフリカ出身者とアジア出身者である。とくにブラック・アフリカ出身者は、根強い黒人差別や、一夫多妻制に対する偏見などから、実際の数に対し、問題として取り上げられる頻度は釣り合いに大きい。

図1 外国人人口総数の推移1921-1990

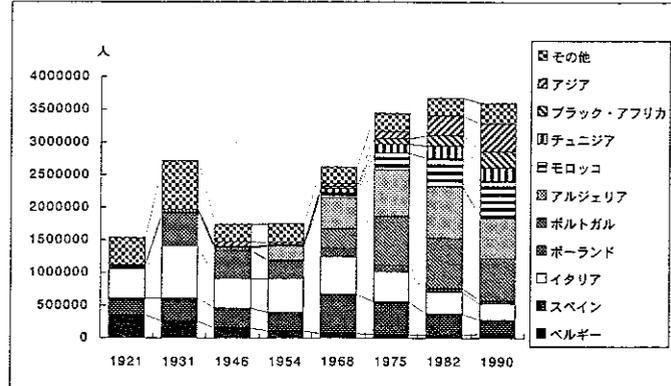
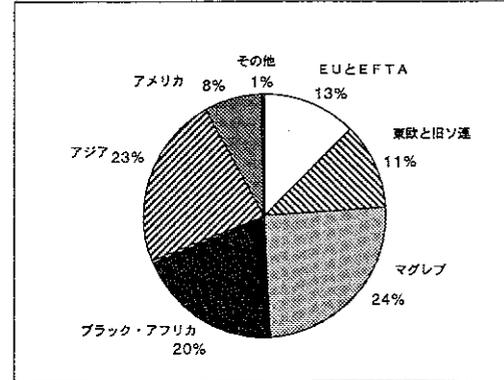


図2 1993年の新規流入者15万人の出身地別割合



以下では、まず外国人の居住パターンの一般的な傾向を概観し、その後、南欧系移民、マグレブ系移民、ブラック・アフリカ出身者の住宅事情についてそれぞれみていこう。

外国人住宅事情の一般的傾向

出身国ごとに移民の時期が異なり、それによって居住状況も異なるが、一般的な傾向としては、①出身国に近い地域に多く居住し、また、②移民当時のフランスの労働需要を反映して、当時の基幹産業が立地していた地域に居住している。③フランス人の10人に4人に対し、10人に7人の外国人が人口10万以上の都市に居住している。④ブルターニュ、バス・ノルマンディなど西部の外国人人口比率は小さい。

具体的には、外国人全体の36%が、パリ市とそれに隣接する8県からなるイル・ド・フランスに、やはり8県からなりイタリア、スイスと国境を接する地域圏ローヌ・アルプに13%、地中海に面しイタリアとも国境を接し6県からなるプロヴァンス・アルプ・コート・ダジュールに9%居住している。結果としてこの3地域圏だけで外国人全体の約58%が居住していることになる。これらの地域圏はいずれも、パリ、リヨン、マルセイユといったフランスの3大都市を擁し、重要な産業

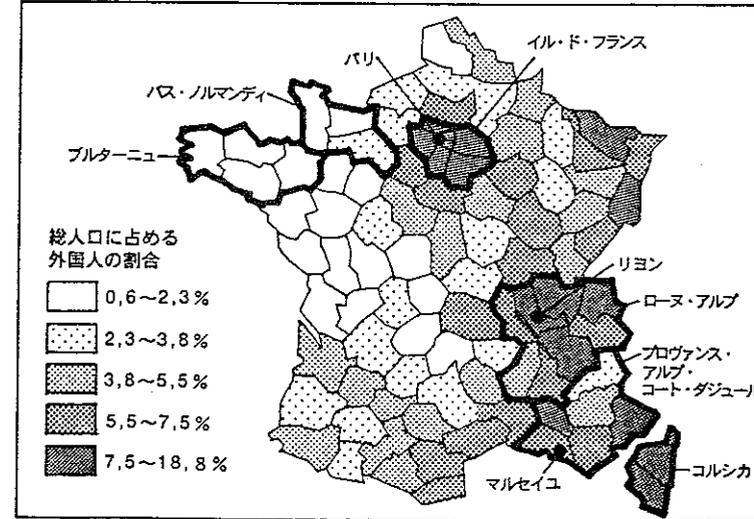
の拠点である。また、南欧出身者にとってもマグレブ出身者にとっても、出身国の国境に近い地域でもある。

これらの地域圏の中で、イル・ド・フランスでは他の地域と比較して、外国人人口の増加が70年代以降も継続してみられる。しかしその他の地域圏で外国人人口が集中しているのは、鉄工業や繊維産業など衰退産業を抱える自治体であり、いずれも現在の人口の流動性は小さい。

分散する南欧系移民

イタリア人が移民してきた時期は、炭坑労働の需要が大きかった。そのため、ロレーヌ地方とノール県に現在でもイタリア系移民とその子孫が多く居住している。また、イタリアと近接するアルプ・マリタイム地方やコルシカ島にも多く住んでいる。スペイン系の移民も、全国的に分布しているが、スペインとの国境に近い地域により多く居住している。また、スペイン系はパリとその郊外の高級住宅地に目立って多く居住している。スペイン人女性の多くが、裕福な家庭でしばしば住み込みで家事労働者として働いているからである。ポルトガル系移民も同様である。フランスでは、住み込みの家事労働者を雇うことはかなり裕福な家に限られるが、通いの家事労働者を週に何日かの契約で雇うことは、一般家庭で普通に行われており、多くのポルトガル人女性がそこに就労している。ちなみに表1の家賃無料という項目は、住み込みの家事労働者やアパートマンの管理人として働いている者を指すことが多い。また、ポルトガル人は他の出身国の集団と比較するとより分散して居住している。これは、就労しているポルトガル人男性の約半数は建設労働者であるため、就労の機会が全国的に分散しているからであると思われる。ポルトガル人は現在フランスで最多数の外国人であるにもかかわらず、しばしば「姿が見えない外国人」と言われるのは、こうした理由によるものであろう。

図3 フランスの県別外国人人口比率-1990年



INSEE1990年国勢調査

表1 1990年国籍別にみる居住形態 (%)

国籍	世帯(100万)	持ち家所有	賃貸住宅			家賃無料	合計
			家具なし賃貸	家具なしHLM	家具付き賃貸		
EU出身者	580	39,9	31,6	18,4	2,1	8,0	100
うちスペイン人	106	38,1	31,1	20,5	1,7	8,6	100
イタリア人	144	55,9	22,0	14,2	1,2	6,8	100
ポルトガル人	238	28,7	36,1	24,8	1,8	8,6	100
アルジェリア人	216	14,9	30,9	43,4	7,4	3,5	100
モロッコ人	143	8,7	35,8	44,3	4,6	6,6	100
チュニジア人	62	11,8	45,3	34,4	4,2	4,3	100
フランス語圏ブラック・アフリカ出身者	49	9,6	41,4	36,6	8,3	4,2	100
カンボジア人、ラオス人、ベトナム人	28	19,7	31,4	43,4	2,5	3,0	100
トルコ人	45	8,4	41,7	45,1	3,2	1,7	100
その他	166	25,6	43,0	15,3	6,3	9,7	100
外国人全体	1288	26,4	34,8	28,0	4,2	6,7	100
フランス人	20254	56,2	23,0	13,7	1,2	5,9	100
全人口	21542	54,4	23,7	14,5	1,4	6,0	100

出所：INSEE

都市郊外に集中するマグレブ系移民

マグレブ系移民の場合はどうかであろうか。一口にマグレブ諸国と言っても、アルジェリア、モロッコ、チュニジアそれぞれが異なる移民の歴史を持っており、フランスでの居住パターンも一様ではない。また、フランスの移民問題というと「荒廃した郊外の集合団地に住むマグレブ系移民の問題」とステレオタイプ化されているように、実際、郊外の集合団地への入居が多い。しかし、その事実もやはり移民の時期やフランスの労働事情という要因抜きで説明することはできない。

アルジェリア人は、フランスの外国人人口でポルトガルについて2番目に多くなっている。アルジェリア人は、フランスの西半分よりも東半分に片寄って居住しており、とくにパリ市に隣接する3県に多く、なかでもセーヌ・サン・ドニ県では総人口の約6%をしめる。全体的には機械工業が発達している地域に多く居住している。

モロッコ人は第3番目に多い外国人であるが、コルシカで総人口の5%を占めていることをのぞけば、目立って集中している地域はない。パリ市遠郊のオー・ド・セーヌ県では例外的に人口の約2%を占めているが、これはこの地域の自動車産業に多くのモロッコ人が就労していることによる。

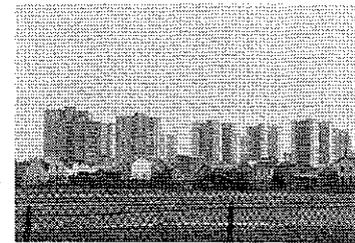
チュニジア人の居住傾向は、モロッコ人よりはアルジェリア人に近く、パリ市とセーヌ・サン・ドニ県、地中海沿岸地域に多く居住している。しかし、アルジェリア人とは対照的に、フランス北東の国境地帯にはほとんど居住していない。これは、チュニジア人のフラ

ンスへの移民がアルジェリア人よりも新しく、したがって古い産業地帯である北東の国境地帯の産業が衰退して以降の移民であり、この地域への居住がほとんどなかったことによる。

大都市集中型のブラックアフリカ系移民

ブラック・アフリカ出身者は、ストックでは全体の5%をしめるに過ぎないが、フローでは年間10万人を超える新規流入の約2割をしめ、また、圧倒的に大都市居住傾向を示している。この居住傾向もやはり労働需要と関連がある。ブラック・アフリカ出身者は、フランス人も含めた他のどの国の出身者よりもサービス業部門に集中しており、女性の10人中9人、男性の3人に2人はサービス業に就労している。その多くは道路清掃など底辺労働である。したがって居住地も都市周辺が多く、ブラック・アフリカ出身者の3分の2はイル・ド・フランスに居住している。しかも、そのうち約半数がパリ市と、パリ市のすぐ北に位置するセーヌ・サン・ドニ県に集中している。そのため実際の数字以上に目立った存在となり、それだけに「問題」として取り上げられることも多い。

以上出身地ごとの居住傾向を見てきた。以下では今日もっとも厳しい居住状況を経験しているマグレブ系移民とブラック・アフリカ系移民についてそれぞれ居住の現状を詳しく見ていこう。



パリ市の北の郊外、移民の多い St. Denis の社会住宅

「移民問題」=「郊外の問題」?

フランスは1974年に新規移民受け入れを停止した。しかし、移民がまったくなくなったわけではない。人道的措置による家族合流の資格での移民は増加し、また、庇護権申請者としての入国も毎年平均して数万人を数える。高度成長期以降の移民は、このように労働者としての性格をもたなくなっている。したがって「移民問題」を考える際に、74年の新規移民受け入れ停止はひとつの分岐点となっている。また、この時期の移民家族の多くが郊外の集合団地に入居したことから、「移民問題」が都市郊外の問題と同一視されるようになっていった。

他の西欧諸国やアメリカ合衆国では、インナーシティの貧困化が問題になっているが、こうした理由から、フランスでは、インナーシティよりも「郊外」(バンリュー)のほうが社会的に荒廃した地域として認識されている。この点が、郊外が相対的に快適な居住地の同義語であるアングロサクソン諸国とは対照的であろう。

都市郊外が「荒廃した」地域のイメージをあたえられ、また、移民人口が多いのはなぜであろうか。表2からわかるように、戦前からの移民であるスペイン、イタリア出身者の居住形態は、フランス人により近いものになっている。それに対して、高度成長期以降の移民は、中・低所得者向けの公的集合住宅であるHLM(適性家賃住宅)への入居が多くなっている。したがって「郊外の問題」と同義で論じられる「移民問題」は、50年代から70年代半ばにかけての高度成長期の移民、つまりアルジェリア人を中心とするマグレブ系の移民の問題となっている。

ビドンヴィルからHLMへ

高度成長期の工場労働者として受け入れられた移民の多くはアルジェリア人であった。彼らは、都市郊外の工業地帯周辺に、ビドンヴィルとよばれるスラムを形成しそこに生活していた。ビドンヴィルで生活する人は、例えばパリ郊外の工業地帯ナンテールでは、1950年代には数千人であったが、60年代にはその数

は急増し、約2万人に達する。その後適切な住宅への再入居が徐々に進められていくが、ビドンヴィルが最終的に撤去されるのは80年代に入ってからであり、多くの子供もそこに生活していた。

ビドンヴィルが撤去されたのちに移民が再入居した先でもっとも多いのが、フォワイエと呼ばれる単身寮への入居である。フォワイエは、一時滞在が前提とされているために住宅設備の水準が低く、また、過密状態での生活が恒常化しており、居住環境は劣悪であった。1975年当時で約7000の寝台がパリ近郊にあったが、その居住者の8割以上が外国人であった。

74年の新規移民の受け入れを停止以降、家族合流による移民が増加し、フォワイエにかわって家族用の住宅への需要が高まっていった。その十数年の間に、「ゲッター化」が問題にされるまでに郊外のHLMにマグレブ系移民が集中集中したのはなぜであろうか。その理由は、ひとつには、高度成長期の工業地帯が都市郊外に立地していたこと、アルジェリア人の多くがそこで工場労働者として働いていたこと、もうひとつには、HLM団地群が高度成長期の住宅難を解消するために都市郊外に大量建設され、70年代半ば以降多くの移民がそこに入居したことにある。さらに、70年代半ばは家族合流が増加し、移民は家族用の住宅を求めたが、この時期は超低金利の時期でフランス人の持家取得が急増し、HLMからの転出が増えた時期であった。こうして外国人住民の多いパリ近郊3県では、HLMへの外国人の入居比率は75年の11,9%から、82年には48%へと急増した。90年にはフランスの外国人世帯の28%がHLMに入居している。これはHLMの全世帯の約12%を外国人世帯が占めていることになり、全世帯における外国人世帯の割合が6%であることを考えると、外国人のHLMへの入居比率は高いといえる。なかでもマグレブ諸国出身者のHLMへの入居比率は40%と高くなっている。

高度成長期以降の移民の居住状況

高度成長期以降は、マグレブ諸国からの移民が依然として高い割合を占める一方で、ブラック・アフリカ諸国からの移民が増加してくる（図4・図5）。ブラック・アフリカからの移民は遅れて開始されたため、家族合流がピークを迎えるのも80年代に入ってからであった。93年には、EU出身者をのぞいて、もっとも多いのが、家族合流と難民の資格による移民である。5万8000人の家族合流の資格による移民のうち、マグレブ諸国出身者は約2万7000人、ブラック・アフリカ出身者は約1万人となっている。また、庇護権申請者約2万8000人のうち、東欧が約6200人、マグレブが2500人、アジア約1万人、ブラック・アフリカは約1万人を数える。

80年代以降に家族合流を開始したブラック・アフリカ出身者の場合、住宅事情はどのようであったろうか。80年代以降になると、「郊外の問題」と「移民問題」が結び付けられ、それまでHLMに移民を受け入れてきた自治体が、「イメージをよくし」、「治安をよくするため」、移民の入居を拒否するようになる。郊外での警察と移民第2世代の若者の衝突がたびたび新聞で大きくとりあげられるのもこの時期である。

このような状況を背景に、新規移民受け入れ停止以降、すでにフランス国内にいる移民は統合の対象とされる一方で、新規の移民は厳しい規制の対象となった。しかし家族合流は「人道的立場」から容認せざるを得ず、また「庇護の国フランス」が難民受け入れの

門戸を開きずことは立場上不可能であった。そのため家族合流と難民資格審査に厳しい条件が設けることによって事実上新規流入が規制された。その結果庇護権申請者への難民資格の付与は、近年では毎年ほぼ8割以上の高率で却下されている。また、家族合流のさい要求される条件のうち、家族のために準備できる住宅の水準に課される条件を満たすことができないために家族合流が却下される場合が非常に多くなっている。住宅が事実上移民を規制の手段になっているわけである。

そもそも1978年の政令により、家族合流のさいに家族の人数に応じた床面積のある住宅に入居していないと、合流は認められなかった。2人家族なら25㎡、それ以上の場合は一人増えるごとに9㎡が加算される仕組みになっているが、移民家族がイル・ド・フランスでこれに合致する住宅を見つけることは困難を究める。93年の法改定では、この条件はさらに厳密になり、水道やトイレ、風呂、暖房など住宅設備にかんする基準も定められた。移民の多くは、床面積どころか、住宅設備の基準も満たすことができないのが実情である。さらにつけ加えれば、家具付きの安宿での宿泊や、友人、知人の家での仮住まいにある移民は多いが、こうした場合は家族合流の審査の対象にも入らない。

このようにして新規流入が規制されることは同時に、正規の手続きを踏まない移民の増加にもつながる。とくに年間2万人近い庇護権申請者の約8割が却下されているが、却下された者の多くがそのままフランス

にとどまっている事実は、年間数千人を超える庇護権申請者に無料で医療サービスを提供している市民団体の調査により明らかになっている。80年代以降は、正規に滞在している場合でも住宅事情は大変厳しい状況にある。まして正規の滞在資格をもたない場合は、家族全体がホームレスになることもめずらしくない。

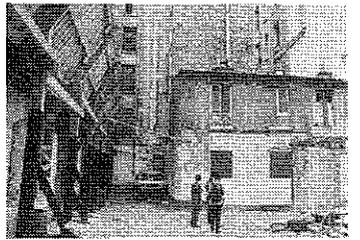
家を失う移民たち

ブラック・アフリカ出身者はサービス業への就労が多く、そのため圧倒的に都市居住型であることはすでに述べたが、そのことがさらにブラック・アフリカ系移民にとっての居住状況を厳しくしている。

単身者にとってはフォワイエが依然として重要な位置を占めているが、フォワイエの新たな建設は70年代以降ほとんどないため、老朽化したものが多い。現在イル・ド・フランスのフォワイエの約80%は外国人が入居しており、それらの多くはマリ人とセネガル人である。これらフォワイエの過密度は、しばしば200%近くにまで達しているという報告もある。

家族移民にとっては、HLMが住居選びのもっとも重要な選択肢であった。しかしHLMの建設は、近年では少子化と高齢化、さらに若者の就学期間の長期化によって、単身者用あるいは小人数家族用のHLM建設が主流になっている。そのため、家族の人数の多い移民が入居できるHLMはきわめて限られてきている。家族用の床面積の大きなHLMの建設が中心であった高度成長期から80年代初頭とは、HLMをめぐる状況はまったく異なっているのである。

低家賃のHLMに入居できない移民に住む場所を従来提供してきたのは、「事実上の社会住宅」とよばれる老朽化したゆえに家賃の安い民間の集合住宅、あるいは家具付きの安宿であった。これらの住宅の多くは1948年以前に建築されたもので、賃貸人の権利を保障する1948年法が適用されていた。しかし、80年代以降、住宅建築にかんする規制緩和により住宅の「商品化」が進み、不動産投機や土地転がしの結果、住宅の価格は上昇し、こうした「事実上の社会住宅」が地上げの対象になった。不動産投資は、より付加価値の



再開発の進むBellevilleの裏町

大きい高額の不動産建築、つまりオフィス建築に向かい、法人税の税収増を望む自治体によってもこの傾向は助長され、銀行も貸付額を大幅に引き上げた。86年にパリ市は市内東部の再開発に着手する。この年、住宅価格自由化の政令がだされ、住宅売却のために賃貸契約を解除することが許可された。つまり48年法はもはや無効になったわけである。これによって、住居の解体作業と残った住人に退居を求めることが、公的に認められた。とくに80年代後半から90年代にかけては、パリ市内の再開発対象地区の家具付きの安宿が放火で焼失する事件が相次いだ。最初の放火は86年で、その後何度も繰り返される放火により焼け出されて行き場を失いホームレスとなった家族の大部分は移民の家族であった。90年代までに48年法の適用を受けるパリ市内の住宅と家具付きの安宿のほとんどが消滅したと考えられる。

移民家族にとって唯一入居可能であった「事実上の社会住宅」がこのようにして取り壊された80年代後半以降、定住所をもたない移民家族が急増している。最近も数百人の非正規滞在のマリ人数百人が、滞在資格と住宅を求めてパリ近郊の県内の教会を占拠し、その多くが強制退去処分になるという事件があった。彼らの処遇は数カ月にわたって定まらず、その間マスコミによって何度も大きく取り上げられた。もっとも、この例のように文字どおりのホームレスの移民家族もいるが、定住所をもたないといっても、かならずしも路上で生活することを意味せず、友人・知人の家での間借り、家具付きの安宿での数年におよぶ「宿泊」、慈善団体による宿泊施設の利用などさまざまである。移民家族の「ホームレス」の正確な数字やその実情を知ることは難しいが、彼らを支援するNGOの話からその問題の広がりやの把握を試みてみよう。

移民家族の支援活動をするNGOは、80年代に入ってから増え始めた。SOSラシズムやMURAPなど政治的な活動をする団体以外にも、幅広く生活すべてにかかわる形で活動する団体がいくつも存在する。これらの団体は、もともとフランス人の貧困層のために戦後直後から活動をしてきた慈善団体が核になっているものが多い。

図4 1993年の家族合流者5万6767人の出身地別割合

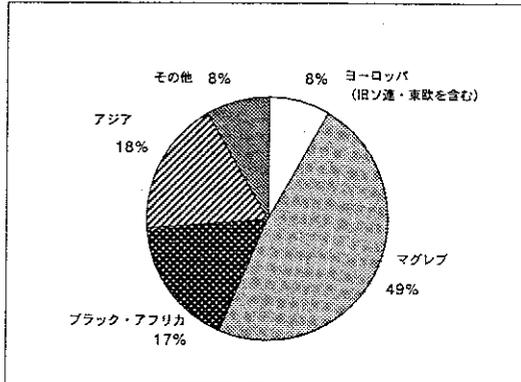
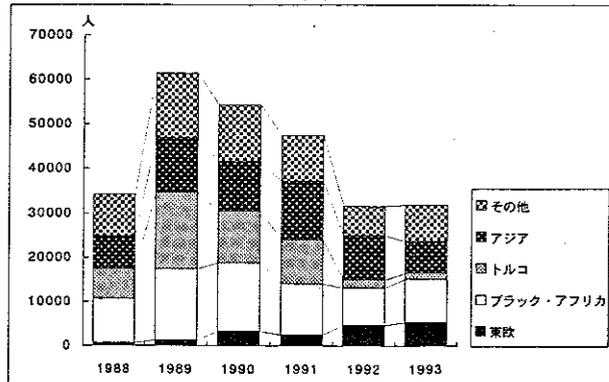


図5 主な国籍別庇護権申請者数の推移





新聞スタンドには各国語の新聞が並ぶ

多くの市民団体が指摘するのは、移民をとりまく社会的状況が90年代以降になってますます厳しくなっていること、なかでも正規の滞在資格をもたない移民と庇護権申請を却下された者についてそれがいえることである。もっとも大規模に活動を行っている「カトリック救済」は91年以降、庇護権を却下された者と正規の滞在資格を持たない者のための部門を開設し、滞在資格の正規化を求めることをはじめとし、さまざまな援助を行っている。92年にパリ支部が受け入れた外国人の総数は約1万7000人。正規の滞在資格をもたない者のうち百数十人に対しておこなった個人調査によると、援助を求めてくる外国人の半数以上がブラック・アフリカ出身者である。住宅に関しては、自分で借りているのは17%にすぎず、その他は、友人の家に間借りしている例がもっとも多く、文字どおりのホームレスも11%に達する。正規の滞在資格をもつ外国人も含めた約1000人に対する、やはり「カトリック救済」の92年の調査では、4割がマグレブ出身者、3割強がブラック・アフリカ出身者となっている。90年以降支援を求めて団体を訪れる移民の年齢層は概して若く、30歳未満と40歳未満がそれぞれ約3割となっている。住宅についての状況は、HLMに入居している者は約5%に過ぎず、6割以上が民間の賃貸住宅に入居している。また、残りの約3割は知人の家に間借り、あるいは寮や慈善団体の宿泊施設住まい、または文字どおりのホームレスである。つまり、公的な統計にはあらわれてこないが、80年代後半以降の移民の住宅事情は、高度成長期の移民の住宅事情よりも厳しくなっている。その上、市民団体の職員は、「ブラック・アフリカ出身者が民間の賃貸住宅に入居することは、ほとんど不可能である」と指摘している。その理由にはまず人種差別があげられるが、フランス人のホームレスが90年代以降増加している事実からも分かるように、長期化する不況とそれに起因する貧困化もそれに拍車をかけている。

「住宅への権利」の確立へ向けて

こうした状況を背景に、フランスでは90年代以降になって「住宅への権利」がいわれはじめた。もっとも、「居住への権利」が基本的人権であることは、すでに法的に保障されていた。しかしこの権利は、居住様式や居住地を選ぶ「自由」の側面をむしろ強調するものであった。それに対して90年のベッソン法は、より具体的に「住宅」というハードを指す言葉を用い、しかも、とくに経済的に困難な家族の「住宅への権利」を成文化したものである。93年には、「住宅への権利」を求めて数百のホームレスの移民家族を支援する市民団体が起こした裁判で、はじめて裁判で「住宅への権利は憲法上の価値を持つ」ことが認められた。

パリ市では、年間約1万件以上の強制退去の判決が下されているが、94年8月の通達により、「子供や高齢者がいる世帯の場合」あるいは「住人の社会的状況が懸念される状態であるとき」には、警察の介入による強制退去が実質上禁止された。強制退去の実行を警察に求めることができない家主に対して、国は補償金を支払うか、再入居先を保障することになった。補償金は、パリ市では94年には1250万フラン（約2億5000万円）、セーヌ・サン・ドニ県では5千万フランにのぼっている。しかし、強制退去させた家族の再入居に関しては、パリ警察は、日刊紙ル・モンドのなかで、「強制退去させられた家族は、多くの場合HLMが受け入れたがらない経済力のない家族である。さらにそれが、妻が2人に子供が10人いて、途方もない額の家賃が未払いであるような家族であったら、受け入れるのを拒否するHLM機構の側のことも理解せねばなるまい」と述べており、移民家族にとっての住宅をめぐる状況は依然として厳しい。

* 稲葉奈々子 (いなばななこ)
 東京大学大学院総合文化研究科博士課程在籍
 1996年10月よりパリに留学
 著書 / 「外国人労働者から市民へ」(共著) 宮島喬・梶田孝道編 有斐閣

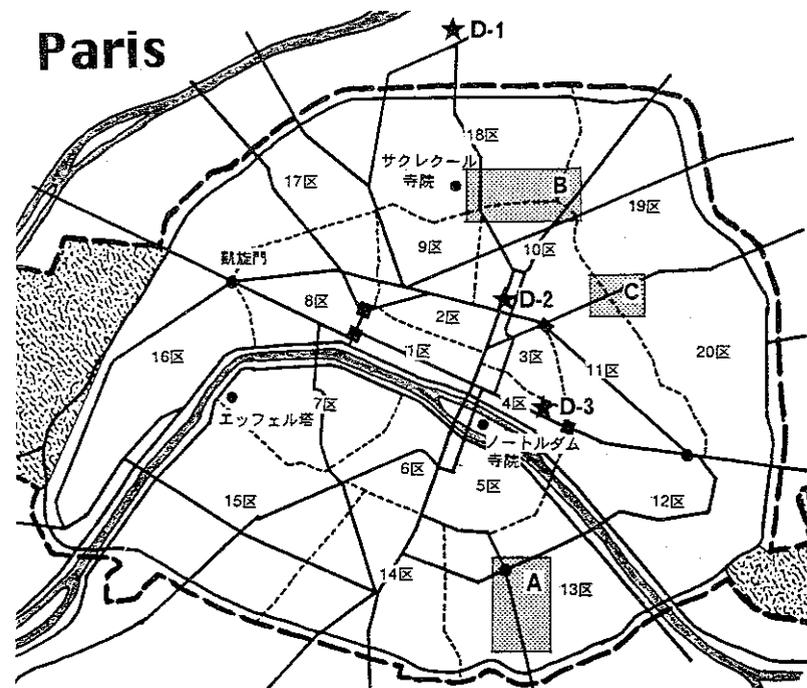
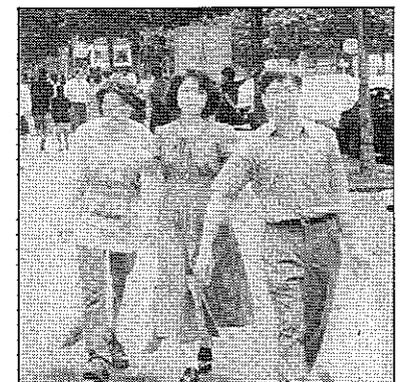
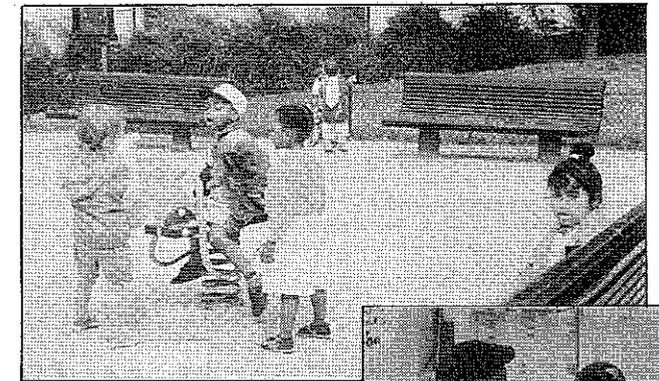
まち居住研究会 “エスニック・パリ” を行く

- ◆取材時期：1995年7月2～4日
- ◆取材：稲葉佳子・塩路安紀子・小菅寿美子



エッフェル塔やセーヌ川はあるものの、レストランは皆バカンス休業、いるのは日本人かアメリカ人観光客ばかり…。そう聞いていた夏のパリ。けれど、1995年7月、私たちが見たのは全く異なるパリだった。食材あふれる中華街、色鮮やかな生地屋が並ぶアラブ人街、民族衣装に赤ん坊を抱えて歩く西アフリカ女性。そして、安くておいしいエスニック料理の数々。

パリ在住の稲葉奈々子さん (P10参照) の案内で、夢中で街を歩き回った私たちはパリの持つさまざまな顔に出会い、表面的ではあれ、パリの移民コミュニティの空気を肌で感じる事ができた。その主な場所をここに紹介しよう。これからパリを訪れる方、住宅時事往來を片手に「エスニック・パリ」を散策してみてもいかがでしょうか。(文責：塩路安紀子)



“食”は活力の源

—13区の中華街

Avenue de Choisy, Avenue d'Ivry

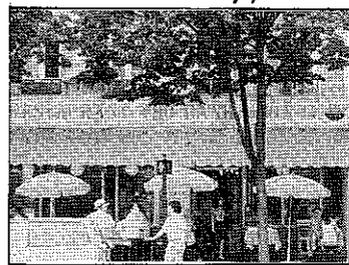
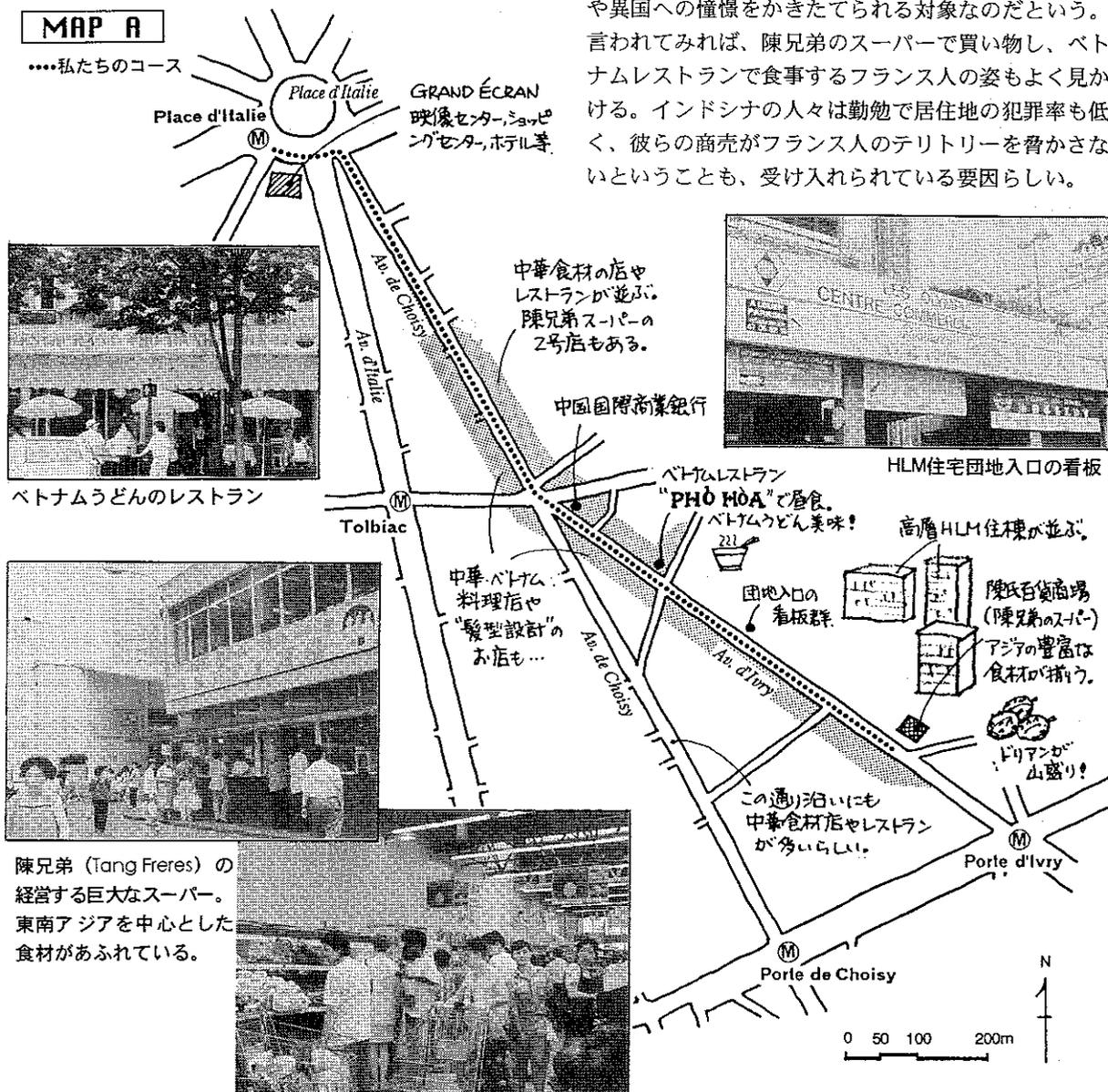
パリ市南部、13区のイタリー広場。丹下健三氏設計の「グラン・テクラン (Grand Écran)」がひととき目を惹くが、このモダンな建物の裏手にパリ最大の中華街が広がっている。中華街といっても、中国系ベトナム人やラオス・カンボジアの人々で、漢字、フランス語に交ざってベトナム語らしき看板も目立ち、香菜、青唐辛子、ドリアンなど東南アジアの食材が並ぶ。

インドシナ半島から大量の避難民がやってきた1980年前後、彼らは借り手のなかったこの13区の高層の社会住宅に次々と入居し、商売を始め、みるみるうちに中華街をつくりあげていった。中華街の心臓部ともいべき巨大スーパーの経営者・陳兄弟は中国系ラオス人、彼らのチェーンがフランス国内のアジア食品に占めるシェアは50%弱にも上るといふ (*1)。

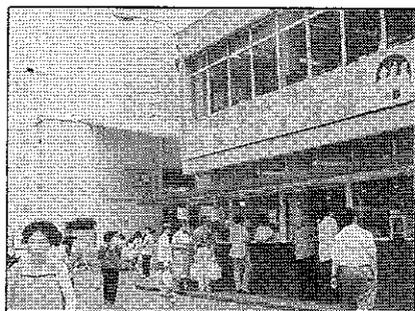
街を歩いていると、パリにいるという意識が次第に薄れ、東南アジアをさまよっている気分になってくる。パリの一角にこのような集住地が生まれ、賑わっていることが、フランス人の目にはどのように映っているのだろうか。「特に反感を持ったり脅威を感じたりはしていない」と奈々子さん。フランス植民地であった“インドシナ”は、フランス人にとってノスタルジーや異国への憧憬をかきたてられる対象なのだという。言われてみれば、陳兄弟のスーパーで買い物し、ベトナムレストランで食事するフランス人の姿もよく見かける。インドシナの人々は勤勉で居住地の犯罪率も低く、彼らの商売がフランス人のテリトリーを脅かさないうということも、受け入れられている要因らしい。

MAP A

.....私たちのコース



ベトナムうどんのレストラン



陳兄弟 (Tang Freres) の経営する巨大なスーパー。東南アジアを中心とした食材があふれている。



空アパート、スパンコール、 激安ショップ

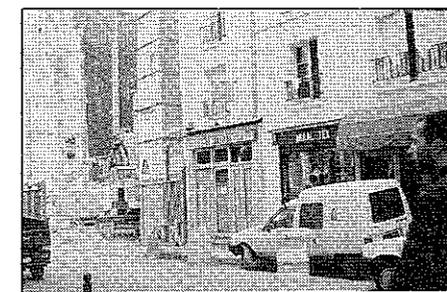
—アラブ・ブラックアフリカの街

Rue de Goutte d'Or, Rue d'Aubervilliers

18区、メトロのバルベス・ロシュシュアール駅北側に、アラブ人関係の店の並ぶ通りがある。特に目立つのが民族衣装の店。ショーウィンドウに飾られているのはお祝い用の衣装だろうか、赤、オレンジ、緑、紫の鮮やかな生地に金糸の刺繍やスパンコールがきらめいている。以前はもっと多くのアラブ人関係の生地屋、床屋、食品店、カセット屋が並び、Rue de la Goutte d'Orはアラブ人専用の売春街でもあったという (*2)。あるとき、地区の真ん中の古い建物が「交番」に建て替わり、これを契機として次々と建て替えが進んでいるという。アラブ人たちの生活を支えてきた店が裏町から追いやられ姿を消しつつある一方、表通りではアラブ人経営の貴金属店が眩しく輝いている。

アラブ人街のすぐ隣、バルベス・ロシュシュアール駅前には、衣料品中心の激安スーパー“TATI”があり、店の回りの道路は両手いっぱいTATIの買い物袋を下げたアラブ系、ブラックアフリカ系の人々であふれている。チュニジア人が経営するこのTATI、本店からさらにチェーン展開し大繁盛しているという。

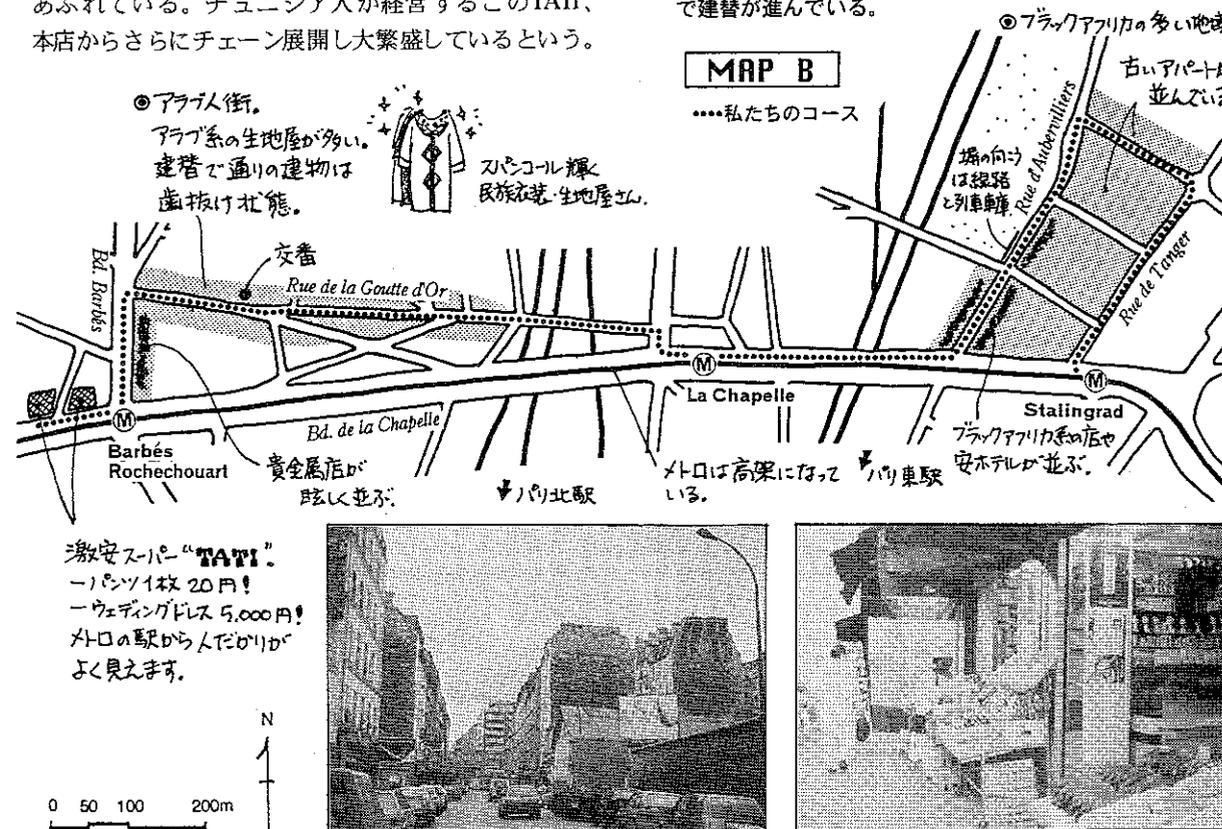
アラブ人街から国鉄の線路を越え東に向かう。19区、メトロのスターリングラード駅北側。煤けてペンキの剥げかかったアパートが並び、所々の窓は内側からブロックで封鎖されている。ここはパリ市内で最も家賃の安い地域、ここに新規流入のブラックアフリカの人々が集住している。フランス人の借り手がなく放置された空き家に勝手に住みついているケースもあるという。建物のさびれた感じに加え、曜日や時間のせい、閉まっている店舗が多くいかにもうらぶれた雰囲気である。たまに開いている店には西アフリカ料理の食材となるイモやまっ黒のバナナが置いてあり、なぜか“かつら”もよく見かける。鮮やかな民族衣装で買い物する女性だけが、ひととき華やかだった。



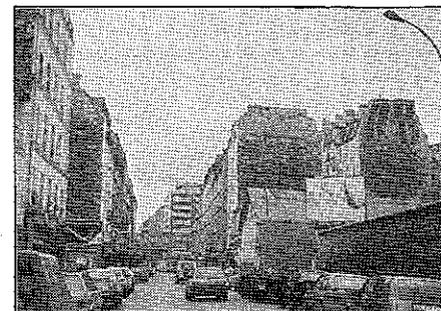
生地屋の並ぶアラブ人街の所々で建替が進んでいる。

MAP B

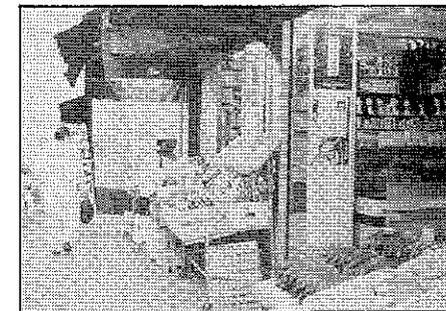
.....私たちのコース



激安スーパー“TATI”
—1センチ1枚 20円!
—ウェディングドレス 5,000円!
メトロの駅から人だかりがよく見えます。



さびれた雰囲気のRue d'Aubervilliers 界隈

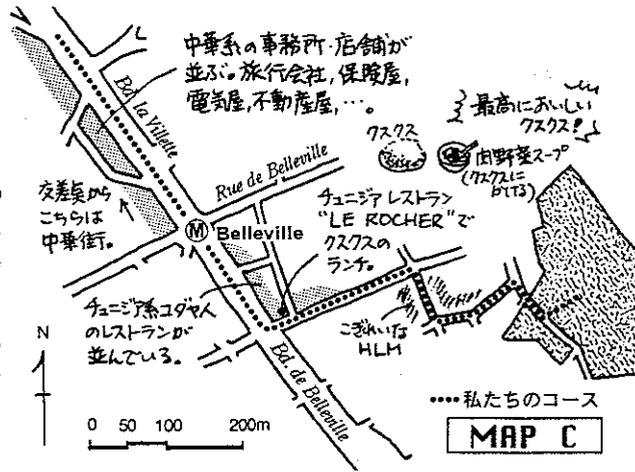


西アフリカ系の万屋で買い物をする女性

建て替えの進む労働者の街 —ベルヴィル Belleville

パリの東に位置するベルヴィルは、長く労働者の街であったという。「多くの外国人を工場労働者として受け入れていた70年代、ここはパリでも住宅家賃が安いことからマグレブの人々が多く住むようになり、郊外の工場に通って働いていた」と奈々子さん。しかし、80年代後半にベルヴィルの再開発が始まり、古い建物は壊されきれいなHLMに代わっていく。

メトロのベルヴィル駅から少し東側の裏手一帯は、まだ労働者の街・移民の街の面影を留め、建物の上階に安宿の看板が掛かっていたりする。Boulevard de Bellevilleを南に下るとチュニジア系ユダヤ人のレストランや食材店が数軒並び、チュニジア人たちがお茶を飲み、よもやま話を花を咲かせている。一方、ベルヴィル駅を反対の北側へ歩くと、そこは一転して漢字の看板が並ぶ中華街となる。元々はアラブ系の店が多かったが、あっという間に中華街に替わったという。再開発によって住民が替わってしまったのだろうか。

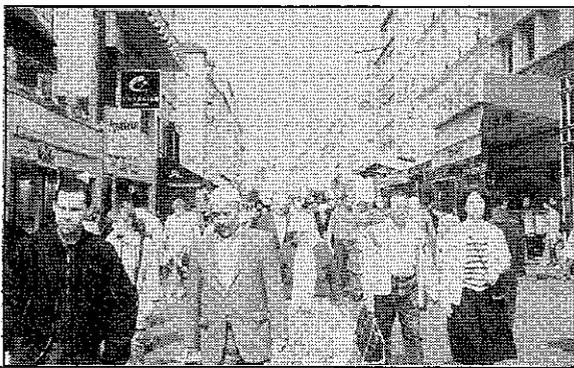


レストランの前でお茶を飲み談笑するチュニジア系ユダヤ人たち。

パリ市内や周辺には、まだまだ「エスニック」を体感できる場所がある。

◆St. Denis Basilique 周辺 (D-1)

パリ市の北の郊外、St. Denis Basiliqueの駅前から教会に至る市場や商店街では、さまざまな民族の顔に出会う。マグレブ女性、ブラックアフリカ女性、そして「外国人」ではないけれど民族・文化の違う海外県(西インド諸島のマルチニック島等)・海外領(ニューカレドニア、タヒチ等)出身者。西インド諸島出身者のための食材店もある。そしてパリ市と反対側を眺めると、巨大な高層HLM住宅団地群が広がる。



様々な民族が集まる St. Denis Basilique 近くの商店街

◆Strasbourg St. Denis 駅周辺 (D-2)

パリ10区、メトロのストラスプール・サンドニ駅周辺から東駅にかけての一帯は、「パリの歌舞伎町」。雑多な問屋、アラブ系の万屋、サウナ、そしてインド・パキスタン系のレストラン・カセット屋・床屋等が集まるパッサージュ(アーケード街)もある。ストラスプール・サンドニ駅南側境界は、「街角に立つ女性たち」で有名。

◆Rue de Rosiers (D-3)

昔ながらのパリの美しい街並みが続くマレ地区。おしゃれなブティックや小物の店が並ぶ Rue de Francs Bourgeoisの南一本裏手の通り、Rue de Rosiersには東欧系ユダヤ人の商店が集まっている。食事に制約があるユダヤ人のための食材店やレストラン。店先には、ユダヤ食の店を示す「ダビデの星」が掲げている。

参考文献

- * 1 「ふだん着のパリ案内」 飛幡祐規著、晶文社
- * 2 「もっと！パリへ行こう」 こぐれひでこ著 主婦と生活社

ベルリン クロイツベルクを訪ねて



1995年7月6日午前9時、パリからの夜行列車でベルリンに到着した私たちは、ベルリンを代表するデパートKA DE WEに近いトルコ人の経営するペンションで荷物を解き、ベルリンで最もトルコ人の多い街といわれているクロイツベルクを訪問し「外国人専門官事務所」や「トルコ人協会」でのインタビューを試みた。

旧西ドイツにおける 外国人労働者受け入れの経緯

トルコ人が旧西ドイツに外国人労働者として受け入れられたのは1961年のことであるが、ドイツにおける外国人労働者の歴史はさらに古く19世紀に遡る。もともとは、ハンガリーやポーランドからの農業労働者やルール地方の炭鉱労働者の導入からはじまった。戦後東西ドイツに分裂したドイツでは、1948年から再び外国人労働者の受け入れを再開した。当時は、旧東ドイツからの帰還者や逃亡者が、急速に復興し始めた旧西ドイツ経済の労働力不足を補っていた。しかし1961年にベルリンの壁が建設されると、東からの労働力移入は困難になり、本格的な外国人労働者の受け入れが開始された。1955年のイタリアとの二国間労働者派遣協定の締結をはじめ、60年スペイン、61年トルコ、63年モロッコ、64年ポルトガル、65年チュニジア・ギリシャ、68年ユーゴスラビアと次々と協定を締結していった。しかし1973年には、外国人労働者の受け入れを停止することになった。この時点での外国人人口は400万人だった。その後外国人労働者数は減少したものの、家族合流によって外国人人口は増加し、1990年には493万人となった。

その中でトルコ人は、ドイツにおける最大のエスニック集団を形成した。1967年には17万2千人あまりだった旧西ドイツのトルコ人は、1974年には100万人を突破していた。そして1990年には外国人居住者全体の1/3に当たる161万人に達している。

その後旧西ドイツには、東側の体制崩壊により大量のドイツ系帰還者や難民が押し掛け、1992年統一ドイツ全体で外国人居住者数は600万人にまで達した。

ベルリンの “クライネ・イスタンブール”

ベルリンには十数万人のトルコ人が生活しており、ドイツの中で最もトルコ人住民の多い都市といわれている。私たちは、ベルリンの“クライネ(小さな)・イスタンブール”と呼ばれているクロイツベルクを訪ねることにした。クロイツベルクは、もともと旧西ベルリンの東端に位置し、「壁」ぎわに戦災で焼け残った古い住宅街が残る地区である。第二次世界大戦以前から労働者の街であり、家賃が安いこと、外国人労働者や失業者、芸術家、学生などが集まっていたという。今回ベルリンでの通訳や街歩きガイドをお願いした福本氏によると、かつてクロイツベルクでは左派の人が住宅を占拠し生活共同体をつくっていたこともあり、ドイツ人にとっては、外国人の街というよりは左派の街という印象があるらしい。

特に1960年代に入ると、ドイツ人は共同トイレで風呂もない老朽した住宅から、もっと設備の良い質の高い住宅を求めて転出が続き、70年代の初めから空き部屋の多かったクロイツベルクの「壁」のちょうど南側の地区にトルコ人が移ってきた。現在住民の3人に1人はトルコ人になっている。場所や通りによっては住民の50%がトルコ人になっているという。

クロイツベルクのトルコ人集住地区の玄関、地下鉄の「コットブッサー・トーア駅」から地上に出てくると、目の前に巨大な社会住宅がそびえ立っていた。この社会住宅の中には、後ほど私たちが訪問することになっている「トルコ人協会」やモスクも入っている。壁のように立ちはだかる社会住宅の中央部は、ちょうどゲートの様になっており、そのゲートをくぐって先へ進むと、いよいよ“クライネ・イスタンブール”がはじまる。Adalbert通りに面する石造りの建物の1階にはトルコ料理のレストランやトルコの銀行、旅行代理店が軒を並べていた。夏の午後のせいかな通りは少ないが、道行く人はいかにもトルコ人らしい立派な髭をたくわえた男性やスカーフ姿の女性が多い。一方、脇の通りに入るとほとんどがアパートで、玄関ドアの表札板にはトルコ人と思える名前が並んでいる。建物の壁には落書きや貼り紙が多く、この何となくゴ

チャゴチャした感じが、整然とした美しさを好むドイツ人の街の雰囲気とは異なる。ところどころ再開発のために既に建物が取り壊されていた。「壁」が消滅してしまった結果、西ベルリンの場末にあった壁際の街クロイツベルクは、突然ベルリン市の中心部に位置することになり、今や再開発の波にさらされている。

さらに北の向かって進むと、突然ぼっかり間の抜けた空間に出た。「壁」は今や跡形もなく消えてしまい、あっけなく私たちは旧東ベルリンに入っていた。コンクリートのアパートが並ぶ旧東ベルリンの風景は、クロイツベルクに比べると少々味気ない。道端にボンと置き去りにされた旧東ドイツ時代の小型自動車の姿が、統一後の現実を物語っているようだ。

トルコ人が本当の意味でドイツ市民になれるのはいつ？

トルコ人がドイツに暮らし始めて30年以上が経過した。今では労働者として働くばかりでなく、自営業を営む人も少なくない。土日も休まず夜遅くまで店を開けているトルコ人の店は、ドイツ人からも便利だと喜ばれている。野菜はトルコ人経営の店の方が新鮮で品物が良い。しかし、それでもドイツ社会の中に完全に受け入れられているとはいえない。たとえば住宅問題。夜から早朝にかけては洗濯はだめ、音の出るピンは週末捨ててはいけない、台所が油で汚れるのはとても嫌がるなど、規則に厳しいドイツ人にとっては、例えば外国人が知らずにやったことでも我慢できないこともある。誤解から生まれる差別もあり、トルコ人に限らず日本人も含めてアジア系など非ヨーロッパ出身国の外国人が住宅を借りるのは家主から敬遠されやすい。

図1 ベルリン市概略図



出典：「ドイツ再統一とトルコ人移民労働者」内藤正典＋一橋大学社会地理学ゼミナル編 明石書店

(参考文献)

「ドイツの中のトルコ」野中恵子著 植穂書房
 「ドイツ再統一とトルコ人移民労働者」内藤正典＋一橋大学社会地理学ゼミナル編 あかし書店
 「トルコ人のヨーロッパ」内藤正典著 明石書店

「ドイツ人はピアガーデンでは騒ぐが、住まいに関しては寛容ではない。」と福本氏。だからクロイツベルクのようにトルコ人ばかりで暮らす環境は、特にドイツ語やドイツの生活習慣に馴染めない移民一世にとって気持ちがやすまるようだ。

しかしこのような問題があるとはいえ、ドイツではドイツ人と外国人の平等を保障しようとしている。私たちは外国人専門官事務所のバルバラ・ヨーンさんを訪ねて、外国人の住宅事情や外国人住民を市民として受け入れていくうえで重要なことは何なのかについて意見をうかがった。「ベルリンでは外国人に対する直接的な入居拒否はないですが、実際には安い住宅が少ないので、外国人はないがしろにされやすい。トルコ人であることを理由に家主が断れば、それは法律違反と言えますが、多くは‘もう決まりました’と断られる。ベルリンの社会住宅では、今年の春から契約書に肌の色で差別してはいけないという項目が入るようになりました。我々の努力の結果でしょう。また外国人がどこに住居するのか、ホスト社会がコントロールすることはできません。集中化と分散化には良い面と悪い面があります。大切なのは、外国人がどこかに住みたいという時に、住宅が見つけれ、またそのことが保障されるということです。」「ホスト社会が外国人を迎え入れていくうえで、まず政治が外国人をポジティブにとらえて受け入れていくことが一番重要です。次に経済的・人道的見地の両方から外国人を受け入れ混合していくことが大切です。最後に、何故外国人がいるのか、彼らがどういう形で存在しているのか、ドイツ人に対して情報を広げながらドイツ人の意識を高めていくこと、この3つが大切なです。」

図2 クロイツベルクのトルコ人集住地区 (文責：稲葉佳子)



■インタビュー■

ドイツ・ベルリン市 トルコ人協会 会長に訊く

1995年7月6日、ベルリン市クロイツベルク区に拠点を置いて活動するトルコ人協会 (Turkish Community of Berlin) の会長チャックマック氏に、トルコ人集住の経緯や現在トルコ人がドイツ社会で置かれている状況について、お話をうかがった。

—トルコ人協会の概要を教えてください—

設立はベルリンのトルコ人関係の組織の中で最も早い1983年である。70年代に自然発生的にできた多数のトルコ人グループの抗争が激化したが、同国人同士の争いは無益であることに気づき、お互いに協力して問題を解決するために、この協会を設立した。会員は、他のトルコ人組織や法人である。この協会は、執行理事会と実行委員会により運営されており、実行委員は理事会から2年毎に選出している。

理念として、一切暴力を使用せず、特定の政党を支持しない「自由な民衆のための組織」を掲げている。右翼・左翼組織や宗教活動を排除し、ベルリンに住んでいるトルコ人の様々な問題を解決するために活動している。また、トルコの文化センターやモスクを建設し、トルコ人としてのアイデンティティを守る活動に力を注いでいる。コンサルティングを行い、援助を必要としている組織に何らかの形で支援している。

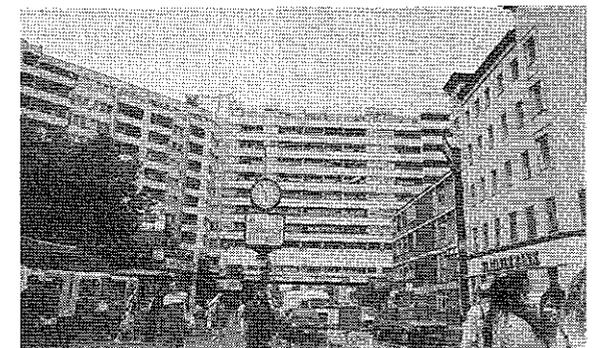
—なぜクロイツベルクにトルコ人が集住したのですか—

西ベルリンは旧東独内の孤島であり、ここを守ることは重要で、西独政府は当時、様々な優遇政策を行っていた。年3回の西独への渡航費援助や各種の手当は外国人にも支給があったので、ベルリンに、特にその中でも『壁』に近く低家賃の老朽住宅が多数あったクロイツベルクに住み着いたトルコ人が多かった。

ベルリンは本来はサービス業で成長してきた都市だったので、外国人労働者は望まれなかったが、自動車産業の小規模な下請け工場が多数立地しており、機械工学や機械工としての専門知識を持ったトルコ人が多かったこともあって、仕事を見つけるチャンスはあった。もともとは家賃の低さでクロイツベルクにトルコ人が集まってきたのだが、トルコ人が多くなってドイツ人は他へ移っていき、そこにまたトルコ人が入居すると

いう経緯で集住が進んだ。

当初は2〜3年でお金を稼いで帰国しようと考えていたトルコ人が多かったが、1960年代のインフレはひどく、滞在を延期する人が多かった。滞在が中期化すると、子どもを国に残しておかず呼び寄せる人が増えた。当然ドイツで学校に通うようになった子ども達は、トルコ語を話さなくなり、帰国しても上手くないというケースが多くなり、ドイツに戻ってきたり、留まったりする家族が増加した。子どもが卒業したら、あるいは職業訓練を終えたら帰国しようと考えていたが、その頃には子ども達は完全にドイツでの生活に慣れてしまっていた。子どもを置いて親世代はいつでもトルコに帰れるようにと、トランクと一緒に生活をしてきたが、結局残ってしまった。最近になってようやく気づいたが、我々は永久にトルコに帰ることはできない。今は、ドイツ国籍を取得して、市民になることを選択しようとしている。



Kottbusser Tor 駅を降りると社会住宅がある

—トルコ人の置かれている状況を教えてください—

1980年に約600万人がドイツで国籍を取った。ベルリンでは1994年現在で約4000人が市民権を得ている。現在では約27,000件の市民権取得の申請が出されている。クロイツベルクのトルコ人は、第一世代である35〜50歳が最も多い。次に第二世代が多く、第三世代はまだ少数である。

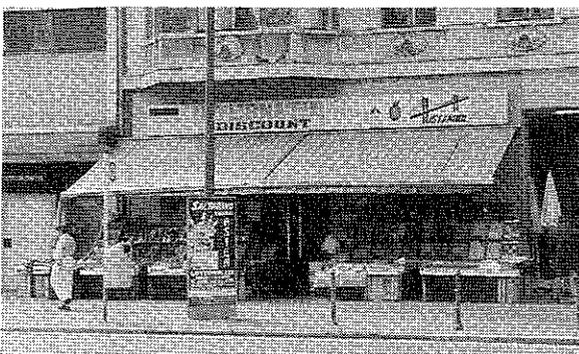
職業は、被雇用者がもっとも多い。建設関係が多いが、ほとんどの業種に進出している。現在ではトルコ人が経営する企業は322となり、なかには123,000人

が自営業者で、家族経営等小規模な事業主が圧倒的に多い。1993年にはドイツ全体で35,000人が、ベルリンでは12,000人が独立している。医者やエンジニア等アカデミックな職に就いている人もいる。彼らは収入が非常に多く、別の地域に住んでいる場合が多い。

所得はドイツ平均より高く、生活保護をもらっている家庭は少ない。トルコでは大家族型が主流であったが、この生活では核家族化が進行している。ドイツでのトルコ人全体の貯蓄額は600億ドルに達している。かつては給与の46%を貯蓄に回しており現在では14%に減っている。この数字からもトルコに貯蓄を持ち帰ることをあきらめ、ドイツで生活のために使う金額が増えていることがわかる。

トルコ人が支払っている税金と社会保険料は年間700億マルクに達し、ドイツの国民総生産の約20%はトルコ人によるものだ。トルコ人なしでは、ドイツ経済は成り立たなくなっているのである。

しかし、我々は多くの問題を抱えている。特に最も大きな問題は差別問題で、長い間この問題で苦しんできた。また、近年は、失業が深刻で、第一世代の約30%が、第二第三世代では約40%が失業し、その率は年々高くなっている。公共職業斡旋では、トルコ人は最も冷遇されており、簡単に職に就くことは難しい状況である。また、トルコ人を狙った暴力事件が非常に多いことも残念である。ドレスデンの周辺の町やソーリンゲンでは、左翼が難民やトルコ人を含めた外国人に対して暴力をふるう事件が頻発しており、また、トルコ企業も恐喝等による被害を多数出している。



トルコ人の八百屋には新鮮な野菜が並んでいる

—住宅や住環境についてはどんな問題がありますか

現在では、トルコ人家族は設備の整った十分な住宅を確保している。ドイツ全体ではトルコ人の約11%が自分で家を買っているが、最近来たトルコ人の中には質の悪い住宅に入らざるを得ない人もいる。ベルリンには低廉な住宅が絶対的に不足しており、当然ドイツ人やEC諸国出身者、アメリカ人等が優先されるからである。トルコ人がいると居住環境が悪くなると考えるドイツ人も少なくない。

新しい住宅やセイレンドレフ等の高級住宅地に家を持ちたいと考えているトルコ人も多く、実際に経済的にも問題のない家庭もあるが、差別の問題で実際に引越すことは難しい。

クロイツベルクでは、現在再開発が盛んで、それに伴う立ち退きにより、次の住宅が見つからないという問題もあるが、クロイツベルクの悪いイメージを再開発によって新しいものにできると、トルコ人は基本的に再開発には賛成している。家賃は多少上昇すると思うが、上限が規制されているので、特に心配はしていない。

集住のメリットは、外国人比率が高いと極右や極左等の勢力が活動しづらく、比較的安定であるということ。また、クロイツベルクには他の外国人や少し変わったドイツ人が多いため、マルチカルチャーを体験できるということ。デメリットは、トルコ語で生活できるため、ドイツ語習得の機会が少ないこと。ドイツ語ができないということは、職業訓練を受けるチャンスが少なくなることを意味するからだ。



地名をトルコ名に変更 (クロイツベルクの通りで)

—今後の活動の展望を教えてください

1995年5月にヨーロッパ5か国で少数民族を保護する協定が交わされたが、ドイツ政府は、国内のポーランドとトルコ人は少数民族としては認めないという条件付きで調印した。非常に不満である。

我々は、ドイツ社会の中で、トルコ人を少数派として認め権利を保障し、差別をなくすことをめざしていきたい。具体的には、無期限の滞在許可を得た時点で市民権の申請の権利を得られること、本人が望めば2重国籍を持てること、イスラムも宗教として認知すること等を政府に要求していく。我々の権利を守ってくれる野党勢力をつくっていくことも今後は考えたい。極右勢力による暴力については、我々は自分たちのパンフレットを作成し、公共に対してトルコ人が過去30年間に貢献してきたかというキャンペーンを行っている。

民族のアイデンティティ問題については、朗報もある。ドイツ語に加えて母国語でも教育を受けられるヨーロッパ学校を建設しようという構想があり、1996年にベルリン市が初めて建設することになっている。そこでは、お互いをきちんと理解しようという試みで、ドイツ人もトルコ人も両国語で学ぶことができるようになる。大きな進歩である。

我々トルコ人は、ドイツの中で特権を要求しているのではなく、市民として認めて欲しいということ、ドイツ社会で平等に扱われることを望んでいるにすぎない。これらが実現されなければ、我々はドイツ社会に責任を持つことはできないだろう。

最後に、日本の状況に一言。日本でも同じことが言えるだろう。日本が外国人を社会的に平等に受け入れることが可能であるなら、外国人も日本社会に貢献し、日本を支援していくと思う。

(イ死ル：稲葉・塩路・小菅、文責：小菅寿美子)

● 大久保で 外国人との共生社会を考える シンポジウムを開催

本音で語ろう！大久保のまちと人

～あなたは隣人についてどれほどご存じですか？～

日時：1996年11月30日(土)

開場午後1時30分 開始2時～

会場：龍生堂ホール(新宿区百人町1-15-18)

参加費：無料(資料¥500)

主催：〈共住懇〉外国人とともに住むまちづくりを考える新宿区まちづくり懇談会

協力：まち居住研究会

グローバル・アウェアネス

後援：財団法人まちづくり市民財団

財団法人新宿区国際交流協会

問い合わせ先：5323-4054〈共住懇〉山本まで

シンポジウムを主催するのは、大久保や新宿区在住の市民、ボランティア団体代表、主婦、ジャーナリスト、不動産関係者、学者など多様な仲間たち、パネラーは大久保在住の外国人や教会の牧師さん、大久保のまちの人々による手づくりのシンポジウムです。

私たち「まち居住研究会」のメンバーも、協力団体として参加し、これまでの研究のパネル展示を予定しています。『住宅時事往来』の読者のみなさんも是非ご参加ください。

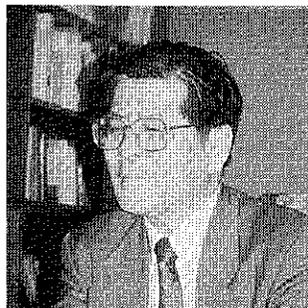
● 「大久保の分譲マンションにおける外国人居住と地域社会の変容に関する研究」

分譲マンション外国人居住研究会著
まち居住研究会発行

大久保地域のすべての分譲マンションを訪問し、外国人居住の実態やマンション管理と外国人居住者との問題を調査した報告書。また保育園など教育関係施設へのヒアリングを中心に、地域住民となりつつある大久保の状況を報告しています。ご希望の方は、まち居住研究会までご連絡下さい。

11月30日発売

¥1500(送料別)



外国人との共生を考える第一歩は 日本のルールを国際基準に普遍化すること

宮島喬さん（立教大学社会学部教授）に聞く

欧州での移民事情に詳しく、実際に欧州での生活体験もある宮島先生に、外国人を地域の一員として受け入れていくための日本の課題を語っていただいた。

*外国人にも分かりやすいルールに

まず、住宅の問題についてですが、日本では入居時に保証人を要求したり、集合住宅では自治会や管理組合を作って入居者自身で管理することが一般的に行われています。近年外国人が身近に暮らすようになってきて、生活習慣や言葉の問題でトラブルが多いと聞きますが、その要因は、上記のように住宅に関するルールには日本独特なものがあり、外国人に分かりにくかったり負担になるからではないでしょうか。例えば、私の経験では海外で住宅を借りる際に保証人を要求されたことは一度もありません。また、仏国等では、集合住宅には管理人を常駐させる方式が一般的で、言葉の問題がある場合には、管理人がゆっくりとしたフランス語で丁寧に教えている光景に出会います。外国人との共生を考える場合には、日本のルールや制度を誰にでも分かりやすいものに変えること、即ち普遍的な国際基準ですっきりさせる必要があるのではないのでしょうか。一方、他人に迷惑をかけない生活ルールは誰もが納得する普遍的ルールですので、よく問題視される生活音やゴミ出しについては、日本人はもっと彼らに発言してもいいと思います。きちんと伝えることができれば、彼らも守るはずですよ。

*「地域への愛着」外国人への押付は発想が逆

次にコミュニティの問題についてですが、ドイツに住み着いて20年に近いトルコ人に行ったある調査では「ドイツに定住する」という回答は全体の3割程度だと聞いたことがあります。「帰国する」という答えはさすがに減りますが「どうするか分からない」が非常に多いのです。この調査が示しているように、外国人労働者というのは、いつまで経っても心理的には猶予状態が続きます。母国に土地や家を残している場合が多く、郷里のことが常に心にあるので、ホスト国であまり住生活に投資しようという気にはならないのです。だから外国人にとって住宅は、仮の住処という意識

がなかなか抜けないのです。これは、移民や外国人の共通の心情ではないかと思います。そういう中で「さあ、あなたたちは定住するはずだから、一緒にまちづくりに参加して下さい」と言ってもなかなか難しい。地域の一員としての意識とか、コミュニティの中での役割といったものは、育つものなら自ずと育ってくるのではないかと私は考えています。ですから、ホスト社会の方から、地域への愛着を持ちなさいと彼らに押しつけるという発想は逆だと思います。一人の人間としての権利を保証してくれば、自分も地域に貢献しようと思うはずですよ。その結果、外国人が持続的に住むようになり、そして、そこから何かが始まるという気がしてならないのです。

*地方参政権はマイノリティにとって重要な鍵

外国人地方参政権は、欧州では一部の国を除いて、まだ実現していません。特に仏国は「参政権が欲しければ国民になりなさい、帰化は難しくありません」という立場をずっととってきました。地方参政権だけを持つ市民がいることは不平等だと考えられてきたためです。しかし、今日の欧州では、二重国籍を持ってないなら、帰化しない方がいいと考える人が増えています。同じように、日本の在日韓国人の中にも、韓国が経済発展を続けており、韓国国籍を保有していることが今後の幅広い活躍のためにも有利だ、日本では永住許可を持っているのだから、あえて帰化をしなくても、と考える人が出てきています。世界的に忠誠と国家を結びつけて考える時代ではなくなってきたことを考えると、住民としての外国人への地方参政権付与は、重要な課題です。欧州では例の少ない地方自治体職員への外国人登用が日本では行われ始めていますし、地方自治、地方分権の問題も併せて、今後の動向に注目したいと思います。

(インタビュー:稲葉佳子・小菅寿美子、文責:小菅寿美子)

編集・発行:まち居住研究会(ジオプランニング内) 無断転載を禁ず/次号予告 住宅時事往来10号(97.2月発行予定)

「大久保の外国人居住最新事情(仮題)」頒価300円